

# 座間市自治会総連合会 ホームページ管理運用規程

座間市自治会総連合会ホームページに関する規程を次のように定める。

(目的)

## 第1条

座間市自治会総連合会（以下「市自連」という。）の事業活動や自治会員の地域活動などの情報を、広く市民に公開することにより、自治会活動への理解を深めてもらうとともに、自治会への協力体制を構築することを目的とする。

(定義)

## 第2条

市自連ホームページ運用とは、市自連の各種情報をコンピュータネットワークへ発信することにより、当該情報を外部に公開しまたは収集することをいう。

(運営・管理体制)

## 第3条

ホームページ全体の統括管理者は、市自連会長とする。統括管理者は、ホームページに掲載する全体の情報内容を把握し、その管理運用とセキュリティの確保を統括する。

2 ホームページを常に最新の状態に保ち、自治会員に有益な情報を継続的に提供することを目的に、ホームページ運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 3 委員会の構成

委員会の構成メンバーは、部及び事務局より役員会で人選された委員をもって構成する。尚、人選する委員の中に役員が一人以上は入ることとする。

委員長は、総務部または広報部の委員の中から統括管理者が指名する。

- ・部全体から 4～5名
- ・事務局 事務局長および職員1名
- ・理事以外の協力者 必要に応じ、統括管理者が任命し委員会の承認を得る

### 4 委員会の役割

(1) ホームページの掲載情報に関すること

- ・ホームページの構成、掲載内容の企画立案
- ・掲載する情報の収集及び掲載記事の依頼
- ・各部、地区自連等からの掲載依頼に対する審議

(2) ホームページの作成に関すること

- ・ホームページの作成及び更新作業（文章作成、画像加工他）
- ・ホームページ作成に関する技術情報の収集

(3) ホームページへの誘導に関すること

(4) ホームページの管理運用に関すること

- ・セキュリティへの対応
- ・問い合わせへの対応

### 5 委員会の開催

委員会は、委員長が招集し主宰する。原則として月1回開催し、必要に応じて臨時運営委員会を開催する。

6 委員の任期は1年とし、総会までとする。ただし、再任を妨げない。

7 委員会での検討、決定事項については、役員会及び理事会で報告する。

ただし、重要事項については、役員会及び理事会で承認を得る。

(情報の作成)

第4条

ホームページに掲載する情報の作成は、委員会で文章作成、画像加工等を行う。

- 2 情報作成時に技術的支援が必要な時には、委員長と事務局長とが協議し、それが適切と判断されれば事務局が支援することができる。
- 3 市自連・地区自連・単位自治会の行事予定等、定例的な更新情報については、委員会の承認のもと、事務局が更新することができる。
- 4 事務局は、その所掌事務において周知が必要なものについて、委員会の承認のもと、情報を作成し、登録することができる。

(情報の登録)

第5条

ホームページへの掲載情報の登録は、事務局が担う。

(掲載内容)

第6条

ホームページに掲載する情報は、次に掲げるものとする。

1. 市自連の事業や日程の情報
2. 市自連の会議議事録のうち、周知が必要と統括管理者が認めたもの
3. 広報「ふれあい」・「市自連ニュース」およびその他の刊行物に掲載された情報
4. 地区自連や単位自治会の活動に関するもので、地区自連会長又は単位自治会長が内容を認めたもの
5. 前各号に掲げるもののほか、統括管理者が周知する必要性があると認める情報

(制限事項)

第7条

次の各号に掲げる場合は、ホームページに掲載してはならない。

1. 公序良俗、法令および市自連の諸規程に違反するおそれのあるもの
2. 個人の権利利益を侵害するおそれのあるもの
3. 個人および組織等を誹謗、中傷するおそれのあるもの
4. 虚偽のもの
5. 選挙運動、政治活動、宗教活動これに類似するもの
6. 営利を目的とするもの  
但し、有償の広告・市自連加入促進のための販売品に関するものについては別に定めるものとする。

(不正侵入および改ざん等への対応)

第8条

統括管理者は、委員会に命じホームページのセキュリティを確保する。

- 2 委員会は、ホームページに対して外部から不正に侵入・改ざん等の攻撃を受けた場合、速やかに統括管理者に報告し、不正侵入の防御、早期発見および迅速かつ適切な対応をする。
- 3 ウイルスの感染を防ぐために、常にウイルスチェック済みのデータを使用する。
- 4 定期的にウイルスチェックソフトウェアを実行し、感染の早期発見に努める。
- 5 コンピュータウイルスに感染した場合、委員長は役員会に、対応についての状況および対応経過についての報告を速やかに行う。

(変更及び削除)

第9条

ホームページの閲覧者から掲載情報について変更、削除要求を受けた場合には、統括管理者、委員長及び事務局長で協議し、速やかに適切な処置を講じる。

(広告)

第10条

ホームページに、広告を載せることができる。  
広告については、統括管理者の承認のもと、掲載を執行する。  
広告料については、別に定める。

(リンク)

第11条

他のホームページとのリンク設定は、第7条の制限事項に留意し、委員会の責任において行うものとする。

(実施細目)

第12条

この規程に定めるもののほか、ホームページの管理運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成26年1月25日から施行
2. この規程は、平成27年1月24日から施行
3. この規程は、平成27年11月14日から施行
4. この規程は、平成28年1月30日から施行
5. この規程は、平成29年3月18日から施行